

最終保障供給特例承認申請書

令和4年9月20日

四国電力送配電株式会社

最終保障供給特例承認申請書

業運発第2号

令和4年9月20日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

高松市丸の内2番5号
四国電力送配電株式会社
取締役社長 横井 郁夫

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日および実施期間	同上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

令和4年台風14号により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、令和4年9月18日に高知県の全ての市町村において災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村（令和4年9月18日以降、台風14号により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含みます。）において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用いたします。

- 1 被災されたお客さまの料金について、令和4年8月（支払期日が、災害救助法適用市町村またはその隣接市町村に該当した日以降となるものに限り）、9月、10月料金計算分の支払期日を、各々1か月延長いたします。
- 2 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、料金を免除いたします。
- 3 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、当社との需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除いたします。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電

力をこえないこと。

- 4 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、契約期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除いたします。

- 5 被災されたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、令和5年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。

- 6 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除いたします。

- 7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものといたします。

添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による電気の供給を必要とする理由

令和4年台風14号により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、令和4年9月18日に高知県の全ての市町村において災害救助法が適用されました。

このため、被災されたお客さまの負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村において被災されたお客さまにかかる最終保障供給について、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、特例承認申請を行なうものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村（令和4年9月20日現在）

・高知県の34市町村

（高知市，室戸市，安芸市，南国市，土佐市，須崎市，宿毛市，土佐清水市，四万十市，香南市，香美市，安芸郡東洋町，安芸郡奈半利町，安芸郡田野町，安芸郡安田町，安芸郡北川村，安芸郡馬路村，安芸郡芸西村，長岡郡本山町，長岡郡大豊町，土佐郡土佐町，土佐郡大川村，吾川郡いの町，吾川郡仁淀川町，高岡郡中土佐町，高岡郡佐川町，高岡郡越知町，高岡郡梶原町，高岡郡日高村，高岡郡津野町，高岡郡四万十町，幡多郡大月町，幡多郡三原村，幡多郡黒潮町）

2 隣接する市町村

・徳島県の3市町村

（三好市，那賀郡那賀町，海部郡海陽町）

・愛媛県の9市町村

(四国中央市，新居浜市，西条市，上浮穴郡久万高原町，西予市，宇和島市，
北宇和郡鬼北町，北宇和郡松野町，南宇和郡愛南町)

以 上